

**【徴収基準月額表】**

階層	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額 (円)	徴収基準 加算月額	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	基準 月額 の 10 %	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600		
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割のみの課税世帯		5,400		
D	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 15,000 円以下	D1		7,900
		15,001 ～ 21,000 円	D 2		10,800
		21,001 ～ 51,000 円	D 3		16,200
		51,001 ～ 87,000 円	D 4		22,400
		87,001 ～ 171,300 円	D 5		34,800
		171,301 ～ 252,100 円	D 6		49,400
		252,101 ～ 342,100 円	D 7		65,000
		342,101 ～ 450,100 円	D 8		82,400
		450,101 ～ 579,000 円	D 9		102,000
		579,001 ～ 700,900 円	D10		123,400
		700,901 ～ 849,000 円	D11		147,000
		849,001 ～ 1,041,000 円	D12		172,500
		1,041,001 ～ 1,222,500 円	D13	199,900	
		1,222,501 ～ 1,423,500 円	D14	229,400	
	1,423,501 円以上	D15	全額	基準月額の10% (26,300 円に満たない場合は 26,300 円)	